令和4年度木材製品等の輸出支援対策のうち

輸出先国の規格・基準等に対応した性能検証等支援事業の公募について

一般社団法人 日本木材輸出振興協会

1. 事業の趣旨

2030年に5兆円を目指す農林水産物・食品の輸出目標の実現に向け、林産物分野では、原材料で単価の低い丸太の輸出額が木材製品輸出総額の4割にものぼる近年の実態からのシフトチェンジを図ることが求められており、特に製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図っていくことが喫緊の課題となっています。

このため、本事業は輸出先国等のニーズや規格・基準等に対応した製品開発や性能検査・実証を 行う取組についての提案を募り、具体的な輸出拡大につなげていくことを目的としています。

一般社団法人日本木材輸出振興協会は、本募集要領に基づき輸出先国の二一ズや規格・基準等に 対応した製品開発や性能検証等を行う事業 (以下「事業」という。)を募集し、優れた提案を選定 します。事業の実施に当たっては、別に定める輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援 事業助成金交付規程(以下「助成金交付規程」という。)によりその経費の定額を助成します。

2. 公募する事業

提案される事業は、次の要件が考慮されていることが求められます。

- (1) 輸出先国のニーズや規格・基準等への対応を踏まえたもの
- (2) 付加価値の高い日本産木材製品の輸出拡大に資するもの
- (3) 事業成果に波及効果が期待できるもの
- (4) 提案した事業を令和6年3月11日までに完了できるもの

3. 応募資格

応募者は、民間団体等であって、以下の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 木材の利用、輸出及び海外市場等に関する知見を有すること
- (2) 提案した事業活動を行う意思及び具体的計画を有し、活動の内容を的確に実施できる能力を有すること
- (3) 事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び対応能力を有すること
- (4) 事業の実施状況・結果の利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること
- (5) 日本国内に所在し、交付された助成金の適正な執行に関し、責任を負うことができること

4. 事業規模

事業規模は助成額(国庫補助金額)として全体で約69,624,000円を予定しています。

5. 公募期間

令和5年3月6日(月)~令和5年4月10日(月)17時まで(必着)

公募要領(PDF)

別紙様式(提案書) (ワード)

助成金交付規程(PDF)

詳細については公募要領をご覧ください。

6. お問い合わせ先・応募書類提出先

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-7-12 林友ビル 4 階

一般社団法人 日本木材輸出振興協会 (担当:大屋敷)

TEL: 03-5844-6275 FAX: 03-3816-5062

メールアドレス: tds@j-wood.org